発行元:クローバー共の会　佐野市相生町673番地　TEL: 0283-23-5152 FAX : 028324-3017　令和4年11月発行

討議資料

県会議員 おかべ光子 クローバー通信 No.4

第389回通常議会 特集号 7つの質問

1 男女が共に輝くとちぎの実現について

Q、おかべ光子

県では**とちぎ男女共同参画プランを策定し、男女が共に働き共に輝きながら、心豊かに暮らすことのできる「とちぎ」の実現**に向けて「とちぎ女性活躍応援団」による女性の活躍の推進や男女いきいき企業の認定表彰制度の男女共同参画推進の環境づくりなどの、あらゆる分野における男女共同参画を促進するための施策を展開をしています。

さらに出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、育児・介護休業法が改正され、今年4月からは、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備に加え、出産を申し出た労働者に対して育児休業制度等について個別に周知することや、育児休業の取得の意向を確認することが事業主に義務付けられました。また、10月には**「産後パパ育休」と呼ばれる男性版の育休産休制度が創設**されるなど、男女共同参画を推進していくための法制度等の整備は進められつつあります。

一方で、令和3年度に内閣府が行った性別による無意識の思い込みに関する調査によると、家事・育児は女性の役割と考える男性の割合は約3割で、女性でも2割を超えるなど、固定的な性別役割分担意識がいまだ社会に世代を問わず根強く残っていることが示される結果となっております。県内企業における**男性の育児休業の取得率**をみても、以前よりはかなり向上はしているものの、令和2年で**約18％**と2割に満たない状況で、女性の約95％と比較して非常に低い水準にあります。厚生労働省が過去5年間に勤務先の育児制度を利用した男性500人を対象に行なった調査では、**育児休業制度等の利用に対して嫌がらせを受けるパタニティハラスメント**を受けたことがあると回答した人は4人に1人にのぼり、性別役割分担意識の影響が強く感じられます。

こうした中、私は、男女共同参画社会の実現に向けて、整備が進みつつある法制度等について、実効性を伴うものとしていくために、全ての県民に対して、無意識に思い込んでしまっている性別役割分担意識に気づいてもらうための意識変革を促し、行動変容につなげていく取り組みの充実・強化を図っていくことが非常に重要と考えます。

夫の家事・育児時間が長いほど、妻の継続就業割合が高く、第二子以降の出生割合が高い結果も出ていることから、取り組みの強化は、少子化対策として有効です。

そこで県は「男女が共に輝くとちぎの実現」に向け、今後どのように取り組んでいくのが、知事に伺いをいたします。

A、福田富一知事

男女共同参画を推進する様々な取り組みや高精度が進んでいる一方で、社会の行動変容がいまだ十分でない要因として、**私たちの働き方、暮らし方の根底に固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが存在する**ことが挙げられております。かつては「夫は仕事・妻は家庭」というスタイルが我が国では一般的でありましたが、その後グローバル化の進展等を背景に男女雇用機会均等法をはじめ、育児介護休業法や男女共同参画社会基本法などの法整備が順次進み、本県としても積極的に対応してまいりました。こうしたなか2016年の女性活躍推進法施行を機に、私をトップとする**「とちぎ女性活躍応援団」を立ち上げ、オールとちぎ体制で環境づくりを進めてきた**ところであり、現在では約1305の企業団体に賛同いただくとともに、働き方改革に取り組む認定企業も増加するなど、着実に前進しているものと認識をしております。しかしながら県民の約四人に人には固定的な性別役割分担意識が根強く残っておりますことから、**5期目の「夢とちぎ男女共同参画プラン」におきまして男女共同参画の理解促進を重要な柱に掲げたところ**であります。

長きにわたりに形成されてきた意識を変えることは困難を伴いますが、私は性別役割分担意識や無意識の思い込みが若い世代の多様な生き方や夢の実現の妨げになることを常に意識する必要があると考えております。このため**私が栃木女性活躍を応援団のトップとして、意識改革に向けてのメッセージを発信して参ります**とともに、新たに男性の家事参加を促進する施策も積極的に展開し、固定的性別役割分担意識の払拭と行動変容につなげて参る考えであります。今般開催が決定されました**G7男女共同参画女性活躍担当大臣会合を、さらなる理解促進の契機**として、誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女が共に輝くのとちぎの実現に全力で取り組んで参ります。

知事とのやり取りを動画でCheck!

皆さまのご意見をお寄せ下さい!!
おかべ光子事務所
•佐野市相生町673番地
•TEL:0283-23-5152
•FAX:0283-24-3017

2.里親制度の推進に向けて

助成推進 里親養育支援機構開設から間もなく1年を迎える中、里親制度のより一層の推進に向け、今後どのように取り組んでいこうとしているのか質問しました。

3.小児・AYA世代（思春期・30歳台迄の若年成人）のがん対策について

事業推進 子供から、学生、社会人ライフステージも大きく変化する世代であり、様々な決断をしなければならないことも多い世代で本人も家族も療養生活を送る上で、様々な悩みや不安を抱えることとなります。

患者数が少ないこともあり、なかなか周囲からの理解も得られず、支援や助言を受けられない状況から、社会的に孤立しがちなことも課題となっております。患者に寄り添った一層の支援の充実・強化を図っていく必要があると考えますが、県は、小児・AYA世代のがん対策をどのように推進していくのか質問しました。

4.金融教育の充実について

提言! 令和四年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ18歳でも保護者等の同意なく金融商品の購入やローン契約、クレジットカード作成などができるようになりました。

このため、新成人や若年層を狙った詐欺などのお金のトラブル、金融トラブルが多発することが懸念されることから、成年年齢の引下げに先立ち、国や県においては、啓発活動などが展開されているところです。金融トラブルに遭わないようにするためには、お金に関する知識や判断力などの「金融リテラシー」を早い段階から身につけることが重要であり、 金融教育の必要性が 高まっていますが、県教育委員会として、金融リテラシーの向上に向け、高等学校における金融教育の充実にどのように取り組んでいくのか質問しました。

YouTube
みこちゃんねる
開設しました。

5.林業の成長産業化と災害に強い森づくりの両立ついて

提言! 現在、ウッドショックやウクライナ情勢等の影響等により、海外からの輸入木材価格が高騰していることから、県産材を売り込む好機であり、林業の成長産業化を図るための各種施策を積極的に展開をしております。また、林業区画の全てをを伐採する皆伐再造林による森林の若返りを進めているところも増えている一方で皆伐再造林からの20年間は根が十分に根が張らないため、林地崩壊による土砂災害の発生リスクが高まることが専門家から指摘をされています。林業復興にとって皆伐が重要であることは十分に認識をしておりますが、豪雨が頻発する時代だからこそ、災害を引き起こさないような皆伐を進めてほしいと私は考えております。林業の成長産業化と災害に強い森づくりの両立が重要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのか質問しました。

6.令和元年東日本台風からの復旧について

復旧中 令和元年東日本台風から約3年の月日が流れましたが、未だ復旧の途上にある、秋山川・旗川及び菊澤川について、現在の進捗状況と今後の見通しについて質問しました。

架け替えが進む中橋

7.県南西部地域における広域幹線道路の整備について

提案中 佐野市の南端を流れる渡良瀬川においては、県道佐野行田線と県道佐野古河線の間の東西約10 km に及んで、橋がない区間が続いており、交通や広域的な発展の阻害要因となっていることから、佐野市では平成10年から群馬県・埼玉県の関係市町と共に「渡良瀬川及び利根川架橋促進協議会」を設立して、各県に河川の架橋を含む、広域幹線道路の整備を要望してきております。また近年では、佐野市を含めた隣接する群馬県東部や埼玉県北部において、商業地区の整備による商圏の拡大や商工業の再編、物流の活発化が進んでおり、佐野市を中心とした県南西部地域が隣接する群馬県東部や埼玉県北部と一体となって広域経済圏としてより一層の発展飛躍を遂げていくためにも、広域幹線道路の整備の必要性はますます高まってきています。県南西部地域における渡良瀬川への架橋を含む広域幹線道路の整備について県当局に質問しました。